

別表（第2条第2項関係）

経費区分	内 訳
報償費	講師の謝金
旅費	講師の旅費
需用費	食糧費、消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料
使用料及び賃借料	会場利用料、物品使用料
その他	知事が特に必要と認める経費

※ モニターツアー等に係る経費については、集客活動、モニターツアー催行後に行う課題の抽出や解決方法の検討に要した費用を補助対象とする。